

令和6年4月17日

保護者 様

栃木市 P T A 連 合 会 長
栃木市教育委員会教育長
栃 木 警 察 署 長
栃 木 市 校 長 会 長
栃木市立千塚小学校長

ネットトラブルから 子どもを守る

- ネット利用について、家庭のルールをつくりましょう
- ネット接続機器に、フィルタリングの設定をしましょう
- お子さんの SNS 等の利用状況の把握に努めましょう

「知らなかった…」では、済まされません！！



例えば…

誰かを誹謗中傷するような文字を添えて、SNS に投稿した場合、傷害罪や名誉毀損罪に問われる可能性があります。

ご家庭で、インターネットの危険性や利用するときのルールについてお子さんと話し合しましょう。



写真や動画の撮影等について確認してください

- お子さんは、友人を隠し撮りしていませんか。
- お子さんは、迷惑動画の撮影をしていませんか。
- お子さんは、性的な部分や下着が写った写真を撮影していませんか。
- お子さんは、そのような写真や動画を友人に送っていませんか。
- お子さんは、送られてきたそのような写真や動画を所持していませんか。

**このような行為は悪ふざけでは済まされません！
罪に問われる可能性があります。**

〈(参考資料) こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/leaflet/>〉

法律上、保護者の責務があります

子どもにインターネットを利用させる際の保護者の責務が、青少年インターネット環境整備法第6条で次のように規定されています。



- ・フィルタリング等の利用により子どものインターネット利用を適切に管理する
- ・子どものインターネット利用状況を適切に把握する
- ・不適切な利用により売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する

お子さんと一緒にルールをつくりましょう

- お互いに納得できるよう、話し合ってください
- 具体的なルールをつくりましょう
- 子どもが守れるルールをつくりましょう
- 子どもの成長に合わせてルールを見直しましょう

【 ルールの例 】

- ・ 家の中ではリビングで使う
- ・ 自分や友達の個人情報、写真はインターネット上に公開しない
- ・ インターネット上で知り合った人とは会わない



困ったときの相談窓口

■ いじめ問題等の相談窓口

- 各学校
- 栃木市あったか電話
0282-21-2478 (学校教育課内)

■ 契約や取引に関するトラブル

- 消費者庁 188
- 栃木市消費生活センター
0282-23-8899

〈(参考資料) ネットトラブル事例とその予防 栃木県教育委員会〉